

参 考 资 料

計画策定の経過

1 計画の検討体制について

(1) 庁内検討体制

施策等の具体的な検討は、教育庁、警察本部も含めた関係課室で構成するワーキンググループ等で行いました。

ただし、障害福祉計画に含まれる数値目標等については、平成24年度において県及び市町村が協働して作成しました。

(2) 和歌山県障害者施策推進審議会

付属機関である「和歌山県障害者施策推進審議会」（委員19名）から意見、提言をいただきました。

(3) 県民からの意見募集

県内2か所（和歌山市、田辺市）で県民説明会を開催するとともに、インターネット等による意見募集を行い、幅広く意見を伺いました。

2 意見聴取について

平成25年11月22日	和歌山県障害者施策推進審議会（第1回）
平成26年3月2日	県民説明会（和歌山市）
平成26年3月8日	県民説明会（田辺）
平成26年2月26日 ～ 3月12日	パブリック・コメント
平成26年3月18日	和歌山県障害者施策推進協議会（第2回）

和歌山県障害者施策推進審議会委員

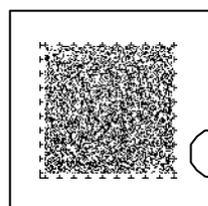
※五十音順、敬称略

氏 名	役 職 名
生駒 純治	和歌山労働局職業安定部職業対策課長
伊藤 静美	社会福祉法人一麦会執行理事
上中 美貴子	和歌山県市町村保健師協議会理事
江田 裕介	和歌山大学教授（障害児教育）
大久保 尚洋	特定非営利活動法人和歌山県自閉症協会会長
大久保 まさ子	医療法人三車会 貴志川リハビリテーション病院看護管理部長
大畠 信雄	和歌山県精神保健福祉家族会連合会障害者施策推進委員長
岸本 行正	和歌山弁護士会高齢者・障害者支援センター運営委員会委員長
篠崎 和弘	和歌山県立医科大学教授(神経精神医学教室教授)
渋田 年男	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟副会長
寺下 浩彰	和歌山県医師会会長
土井 紀子	和歌山県知的障害者施設協会政策委員
中岡 雅和	社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会副会長・常務理事
長尾 正子	和歌山県障害児者父母の会連合会理事
中谷 博昭	社会福祉法人和歌山つくし会理事長
野村 繁雄	和歌山県保健所長会会長（田辺保健所長）
福田 美枝子	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟副会長
松本 一美	和歌山県地域生活定着支援センターま〜る所長
吉田 喜代司	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟顧問

用語説明

【 ア行 】

- アクセシビリティ** 高齢者・障害者を含む誰もが、施設、サービス、情報、制度などを支障なく利用できるかどうかを示す言葉で、高齢者や障害者などにとって、サービスや情報がどの程度利用しやすいかという意味で使われることが多い。”
- アドバイザー（相談支援）** 県が実施する地域生活支援事業である相談支援体制整備事業では、県が委託したアドバイザーが、市町村等が実施する障害者相談支援事業や地域自立支援協議会の運営に当たって、助言、指導、調整を行います。
- あんしん歩行エリア** 歩行者等の安全通行の確保を目的として、交通事故の多発している住居系・商業系地区等において、「あんしん歩行エリア」を指定してエリア内における約2割の死傷事故抑止を目指すものです。対策は、信号機等の整備としてバリアフリー対応型信号機、自発光式道路標識等の設置、また歩行空間の整備として歩道の整備、段差、勾配の解消等を行い、面的かつ総合的な対策を展開するものです。
- 一般就労** 民間企業等で、労働基準法などの労働関係法規の適用を受ける雇用関係に基づき働くことで、在宅での就労や起業することも含みます。
- インクルーシブ教育システム** 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。
インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある者と障害のない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされており、具体的には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となる。
- エスコートゾーン** 視覚障害のある人の横断を安全に誘導するため、横断歩道に点字ブロック様の突起物を設置した横断帯のことです。
- 音響式信号機** 灯火によって表示されている信号機の表示状態を、ピョピョ、カッコウの擬音等により視覚障害のある人に知らせる信号機です。
- 音声コード** 文字情報を内包した二次元コードの一種で、専用の読み取り装置をあてると音声で文字情報を読み上げます。
音声コードの位置を示すために、下図のように音声コード印刷部分には切り欠きが入れています。



【 力行 】

介助犬	手足が不自由な人に代わって、落としたものを拾ったり、ドアを開けたり、着替えを手伝ったりする犬です。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されており、公共施設をはじめ、いろいろな場所で受け入れることが義務づけられています。
ガイドヘルパー	主に障害のある人に対し外出時の移動の介護など、外出時の付添い支援を行うホームヘルパーをいいます。
拡大読書器	モニター画面に文字等を大きく映し出し、弱視者が文字や画像を拡大して見るために利用する拡大器。本を読むのに利用されることが多いため、「拡大読書器」と呼ばれ、視覚障害者の日常生活用具にも認定されています。
学校開放月間	保護者や地域の人々が学校への理解と関心を深め、地域ぐるみで幼児児童生徒を育成する機運を高めるため、公立学校において、県内一斉に、授業や学校行事等を公開する機会を設けています。
紀の国防災人づくり塾	自主防災組織等の中心的な担い手となる「地域防災リーダー」を育成するため、防災に関する知識、技術を学ぶ講座です。 なお、本講座修了者には、特定非営利活動法人 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験資格が付与されます。
共生社会	誰もが、社会の対等な構成員として、相互に人格と個性を尊重し支え合う社会のことです。共生社会の実現には、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な要因を取り除き、ノーマライゼーションの理念の実現を図る必要があります。
ゲストティーチャー	「外部講師」のことをいいます。文化・芸術、職業技術等、専門性を有する多様な人材を教育活動へ招聘します。
高次脳機能障害	脳血管障害や頭部外傷等による脳損傷の後遺症として認知障害が生じ、これに起因して日常生活・社会生活に制約を受ける障害です。
高次脳機能障害支援普及事業拠点機関	高次脳機能障害のある人に対する相談支援、普及啓発及び研修事業を行う拠点で、平成20年11月、和歌山県子ども・女性・障害者相談センター内に設置しました。
工賃	福祉施設では、下請作業や自主製品の販売で収益が生じた場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。工賃とは、「物を製作、加工する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないに関わらず労働コストに算入されますが、福祉施設の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なります。
合理的な配慮	障害のある人とない人が同じように生活するために必要な、いろいろな配慮や工夫のことです。例えば、車いすが利用できるように建物の入り口のスロープやトイレを整備したり、目の不自由な人や耳の不自由な人が地

域の集会や会社の会議に参加できるように点字の資料や手話の通訳を用意したりすることなどを指します。

「障害者権利条約」では、第2条で「障害のある人が他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度な負担を課さないもの」と定義しており、合理的配慮を行わないことは障害を理由とする差別であるとしています。

個別の教育支援計画

障害のある児童生徒について、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫して的確な教育的支援を行うことを目的に、保護者をはじめ、関係機関との連携協力のもと、学校が策定を行う計画のことをいいます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者や障害のある人などが自立した生活を送れるよう、公共交通機関、建築物などのバリアフリー整備を目的として、平成18年に制定されました。それまでの「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法／平成12年制定）と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法／平成6年制定）を統合・拡充した法律です。

【 サ行 】

作業療法士

心身に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法（手芸、工作、治療的ゲーム等）を用いて、応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る訓練等を行う人を作業療法士といいます。医療機関やリハビリ施設、福祉施設等で働いています。

障害児通所支援事業

障害児支援の強化を図るため、従来、障害種別ごとに分かれていた施設体系が一元化されるとともに、提供サービスの種類によって、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に分類されています。

市町村相談支援事業

市町村地域生活支援事業の必須事業の一つで、障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

しへきしっかん 嗜癖疾患

嗜癖とは、ある習慣におぼれる状態を指し、重症例は病気とされ、「依存症」と呼ばれますが、嗜癖はもう少し軽症例から重症例までを含めた広い概念で使われます。代表的疾患としては、アルコール依存症がありますが、このほかに薬物乱用、薬物依存症、ギャンブル依存症があります。

周産期医療

妊娠満22週から生後満7日未満までの期間を、周産期といいます。この時期に、母体、胎児、新生児の急激な病態の変化等に的確・総合的に対応できるよう、産科、小児科双方からの連続・一貫した医療を行う体

制を、特に周産期医療といえます。

障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター	障害のある人や高齢者を対象に完全予約制で虫歯等の治療を行う施設です。						
障害児（者）地域療育等支援事業	<p>在宅の障害児者及びその家族等の地域生活を支援し、身近な地域で療育指導等を受けることのできる体制を整備するため、次の2つの事業を実施しています。</p> <p>(1) 在宅支援訪問療育等指導事業</p> <p>①巡回相談 医師、看護師等により構成されたチームが地域・家庭を巡回し、在宅障害児者及びその家族等に対して各種の相談・支援を行います。</p> <p>②訪問健康診査 外来により健康診査を受けることが困難な在宅障害児者を対象に訪問健康診査等を行います。</p> <p>(2) 施設支援一般指導事業 放課後等デイサービス、障害児保育を行う保育所、障害児在籍幼稚園・学校等の職員に対し、在宅障害児者の療育に関する技術の指導を行います。</p>						
職場適応訓練	障害者の能力に適した作業を事業所に委託して実施訓練を行い、職場環境へ適応しやすくするとともに、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを前提として実施する制度です。訓練を行った事業主には、訓練費が支給されます。						
障害者権利条約	障害のある人の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約で、平成25（2013）年12月に同条約の批准が国会で承認されました。障害のある人の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、教育、労働等様々な分野で障害のある人の権利を保護・促進する規定を設けています。						
障害者雇用率 （法定雇用率）	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」において義務づけられた雇用率（法定雇用率）は以下のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって障害のある人を雇用しなければならないこととなっています。</p> <table border="0"><tr><td data-bbox="544 1512 694 1579">・民間企業</td><td data-bbox="726 1512 1268 1624">┌ 一般の民間企業(50人以上) 2.0%</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="726 1579 1268 1624">└ 一定の特殊法人(43.5人以上) 2.3%</td></tr><tr><td data-bbox="544 1657 901 1693">・国・地方公共団体</td><td data-bbox="821 1657 901 1693">2.3%</td></tr></table> <p>ただし、都道府県等の教育委員会 2.2%</p> <p>実雇用率は、重度の身体・知的障害者の労働や障害者の短時間労働者について考慮し算定されます。 ※平成22年7月より障害のない人も含め、短時間労働者が雇用率に算定されます。</p>	・民間企業	┌ 一般の民間企業(50人以上) 2.0%		└ 一定の特殊法人(43.5人以上) 2.3%	・国・地方公共団体	2.3%
・民間企業	┌ 一般の民間企業(50人以上) 2.0%						
	└ 一定の特殊法人(43.5人以上) 2.3%						
・国・地方公共団体	2.3%						
障害者支援施設（入所施	障害のある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等						

設)	<p>の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設をいいます。</p>
障害者トライアル雇用制度	<p>事業所が障害のある人を試用雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める制度です。</p>
障害者週間	<p>昭和56（1981）年の国際障害者年を記念して、12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5（1993）年12月3日に公布された障害者基本法に規定されました。その後、平成7（1995）年に、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすることが定められ、平成16（2004）年の障害者基本法の改正の際、「障害者の日」の規定も「障害者週間」に改められました。</p> <p>国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを趣旨としています。</p>
障害者就業・生活支援センター	<p>就労意欲はあるが、単独での就労が困難な障害のある人や、一般就労している障害のある人を対象に、雇用、福祉等の関係機関と連携を図り、就業、日常生活や社会生活上の支援を一体的に行う機関です。</p>
特別支援学校生徒進路対策協議会	<p>県教育委員会の主催により、障害のある生徒の職業自立の推進や進路指導の充実を図るため、関係諸機関が一堂に会した協議会です。</p>
情報格差（デジタル・デバイド）	<p>パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる、経済的格差や機会の格差をいいます。</p>
ジョブコーチ（職場適応援助者）	<p>就職又は職場定着に際して、作業習得やコミュニケーション等の不安や課題のある障害のある人に対し、事業所へ一定期間ジョブコーチを派遣し、引き続き働きやすいように、本人や家族、事業主等に支援を行います。</p>
ジョブサポーター	<p>障害のある人の求職時から就労後まで、職場の習慣や人間関係に適応して働くため、作業工程の工夫等きめ細かな支援を行います。</p>
自立支援医療制度	<p>障害者総合支援法に基づき、障害のある人で、事前の申請により認定を受けた人に対し、必要な医療費の一部を公費負担するものです。自己負担額は原則1割ですが、障害のある人本人及び家族の市町村民税の額や収入額によって上限があります。</p> <p>自立支援医療は、都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。）が指定した医療機関のみで受けられます。</p> <p>【更生医療】</p> <p>満18歳以上の身体障害者手帳を交付された方で、手術などの治療によりその障害が軽減され、又は機能が回復するような場合に必要な医療費の一部を負担します。</p> <p>【育成医療】</p> <p>満18歳未満の身体障害のある児童又は現疾患を放置すれば、将来障害</p>

を残すと認められる児童で、手術などの治療によりその障害が軽減され、又は機能が回復するような場合に必要な医療費の一部を負担します。

【精神通院医療】

精神疾患を有する人で、通院医療を継続的に受ける場合に必要な医療費の一部を負担します。

神経難病

難病のうち、脳、脊髄、筋肉などの神経筋組織が侵される疾患の総称で、その多くは進行性であり、有効な治療法も少なく、徐々にいろいろな身体機能に障害をきたします。

筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、パーキンソン病などが該当します。

身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法に基づいて設置している機関で、身体に障害のある人の社会参加と自立を促進するため、専門的知識や技術を要する相談に応じ、補装具の給付等に伴う医学的・心理的及び職能的判定を行っています。

なお、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所では、知的障害のある人及びその家族等からの相談に対応するとともに、療育手帳の判定等、医学的・心理的及び職能的判定を行っています。

本県では、和歌山県子ども・女性・障害者相談センターを身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所としています。

身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体に障害のある人の福祉の増進を図るため、その相談に応じるとともに、必要な援助を行います。

身体障害者補助犬

目や耳や手足が不自由な人の手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。この法律で、公共施設、交通機関、飲食店やスーパー等いろいろな場所で補助犬を受け入れることが義務づけられています。

人権週間

国際連合は、昭和23（1948）年第3回総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、昭和25（1950）年第5回総会において、世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定めるとともに、すべての加盟国にこれを記念する行事を実施するよう呼びかけています。わが国では、この世界人権デーを最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴え、人権尊重思想の普及高揚のため、毎年全国的に啓発活動を実施しています。

人権を考える強調月間

和歌山県では、平成14年度から11月11日から12月10日までの1か月間を「人権を考える強調月間」として定め、あらゆる人の人権が尊重される社会づくりに向け、県民一人ひとりが自らの課題として人権について考え、取り組んでいただけるよう、各種啓発活動を重点的・集中的に展開しています。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）

虐待や交通事故の被害者、犯罪被害者の遺族、自然災害の被災者など、生命の危機にかかわるような体験が原因となって、心に深い傷を負った人に生じる精神的後遺症です。

公営住宅等長寿命化計画 予防保全的な維持管理、耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅等ストックの長寿命化を図るため、公営住宅等ストックを管理する地方公共団体ごとに策定する計画です。

生活習慣病 「生活習慣病」の名称は、生活習慣を改善することにより、病気の発症や進行が予防できるという病気の捉え方を示したもので、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関する症候群」と定義づけられています。
具体的な疾病としては、脳卒中、がん、心臓病、糖尿病などが該当します。

生活福祉資金 低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした制度です。

障害者短時間トライアル雇用制度 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら常用雇用への移行を目指して試行雇用を行う制度で、精神障害者等および事業主の相互理解を促進し雇用機会の確保を促進することを目的としています。

精神保健福祉士 精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障害のある人の保健・福祉に関する専門知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談、助言や訓練等の援助を行う者をいいます。

成年後見制度 知的障害、精神障害、認知症等により判断能力が十分でない人を法律的に支援する制度で、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約などの法律行為を行います。

【 夕行 】

耐震マネージャー 木造住宅の耐震改修に取り組もうとする高齢者や障害者等の方に、耐震改修に関する豊富な知識をもった専門家を派遣し、各種相談や改修プランの提案などを無料で行います。

地域自立支援協議会 相談支援事業を円滑に実施し、障害のある人の地域での生活を総合的に支援するために、市町村が単独又は広域で設置する地域の関係機関によるネットワークです。
県内では、全障害保健福祉圏域ごとに地域自立支援協議会が設置されています。

地域活動支援センター 障害児者を対象とする通所施設の一つで、障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

地域生活支援事業 障害者総合支援法に基づき、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う事業です。市町村及び県は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟

な事業形態での実施が可能となるよう、効率的・効果的な取組を行っています。

市町村地域生活支援事業では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター機能強化、福祉ホーム事業などを対象としています。

都道府県地域生活支援事業では、専門性の高い相談支援事業や広域支援、人材育成などを対象としています。

地域定着支援センター

高齢者又は障害者で、刑務所等矯正施設からの退所者・退所予定者及び被疑者・被告人の内、福祉的支援が必要とされている人の社会復帰を支援するとともに、再犯防止を図るため、矯正施設や保護観察所等と協働して、福祉サービスを利用するための手続きを行います。

地域見守り協力員

行政や福祉関係機関、地域の民生委員・児童委員等と連携・協力して、普段の生活の中で、高齢者・障害者等へのさりげない見守りや声かけなど、地域ごとの実情に応じた見守り活動を行うボランティアです。

障害児通所支援事業所

児童福祉法に基づき、障害児を対象に通所により自立した生活を送ることができるよう、必要な知識・技能を与えることを目的とする施設で事業内容は次の4つに分類されます。

【児童発達支援】

児童発達支援センター等に通所して、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。

【医療型児童発達支援】

医療型児童発達支援センターに通所して、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とした施設です。

【放課後等デイサービス】

就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通所して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

【保育所等訪問支援】

保育所・幼稚園・小学校等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

知的障害者相談員

知的障害者福祉法に基づき、知的障害のある人の福祉の増進を図るため、知的障害のある人やその保護者の相談に応じるとともに、必要な援助を行います。

聴導犬

耳が不自由な人に代わって、車のクラクション、ドアチャイム、非常ベルなどの音を聞き、それを知らせる犬です。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されており、公共施設をはじめ、いろいろな場所で受け入れることが義務づけられています。

通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している、言語障害、LD（学習障害）などの障害がある児童生徒のうち、比較的軽度の障害がある児童生徒に対し、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。
低床バス	高齢者や身体障害のある人がバスを利用しやすくするために、乗降がスムーズに行えるよう床面の地上面からの高さを65cm以下（ノンステップバスは概ね30cm以下）まで下げたバス車輜です。
デジタル録音図書	視覚により情報取得が困難な人々のための情報保障形態の一つとして、書籍等の文字や図表の情報を音声化し、デジタル信号に変換した後テープやCDなどに記録したメディアのことです。
点字図書館	視覚障害のある人に対して、点字刊行物や録音図書（録音テープ・CD）の貸出・閲覧業務を主な業務とし、点訳・朗読奉仕員の指導育成等も行っている施設です。県内に1か所設置されています。
点訳奉仕員	点字の書籍や文書を作成する人です。
特別支援学校	学校教育法の改正により、平成19年度からこれまでの盲・ろう・養護学校が「特別支援学校」となり、複数の障害種別に対応することができる学校となるとともに、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることが盛り込まれました。 なお、各学校が対象とする障害の種別については、地域の実情等を踏まえて、設置者により判断することとなっています。
特別支援教育	特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。また、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものであり、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものです。
特別支援教育コーディネーター	各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う人です。

【 ナ行 】

難病	法律等による明確な定義はありませんが、厚生労働省が昭和47年に定めた「難病対策要綱」では、「①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れが少なくない疾病②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみな
----	--

らず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」としています。なお、難病のうち、さらに指定された疾患を特定疾患といい、原因治療についての調査・研究及び医療費の自己負担の軽減などが行われています。

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業） 判断能力が不十分な知的障害・精神障害のある人や高齢者等に対し、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の各種手続きや金銭管理等を行う事業のことです。

日中活動支援 市町村地域生活支援事業の一つで、障害児者の家族の就労支援や一時的な休息のため、障害児者の日中における活動の場を確保する事業です。

認知症 認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6ヶ月以上継続）をいいます。

認知症サポート医 かかりつけ医の認知症診断等に関する相談役・アドバイザーとなるほか、地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくり等、地域の認知症に係る医療連携体制の中核的な役割を担う医師です。

認知症疾患医療センター 認知症に関して保健、医療、介護等の関係機関と連携しながら、鑑別診断や周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行うとともに、地域の保健、医療、介護関係者への研修や情報提供を行う専門医療機関で、都道府県知事又は指定都市の市長が指定した病院です。平成25年12月現在で、国保日高総合病院、和歌山県立医科大学附属病院及び独立行政法人国立病院機構南和歌山医療センターの3病院が指定されています。

ノーマライゼーション 障害のある人となない人が、地域の中で同様に生活できる環境を整備し、共に生きる社会が当たり前な社会であるという考え方です。

【 八行 】

発達障害 平成17年4月施行の発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、その他これらに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。

【自閉症】

主に次の3つの障害特性があります。①社会性の障害、②コミュニケーションの障害、③想像力の障害とそれに基づくこだわり行動。主な症状として、「言葉の意味が理解できず、共感的なコミュニケーションがとれない」「行動の様式や興味の対象が限定されて同じような行動を反復する」等があげられます。

【アスペルガー症候群】

「自閉症の3つの特徴のなかで、コミュニケーションの障害の基準を満たさず、言語発達の遅れが認められないものである」と定義されています。

【広汎性発達障害】

自閉症圏障害の総称。相手の意図を読みとったり、会話などの対人関係がとりにくい状態をいい、重症度は様々です。

【学習障害（LD）】

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものです。

LD=Learning Disabilities

【注意欠陥多動性障害（AD/HD）】

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障をきたすものです。

ADHD=Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味です。

もともとは、段差等の物理的障壁の除去のことでしたが、近年では、社会的、制度的、心理的等の、障害のある人の社会参加を困難にしているすべての障壁に対して用いられます。

ひきこもり

様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、仕事や学校など自宅以外での生活の場が長い期間失われている状態を言います。

「社会的ひきこもり」とは、そのうち統合失調症等の精神疾患等が第一の原因であるとは考えにくいものを指します。

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を指します。

なお、市町村は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、具体的な避難方法等についての個別計画を策定することが求められています。

ピア・カウンセリング

障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ悩み等を経験した者として他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図ることをいいます。

福祉的就労

就労継続支援事業所などの就労の機会の提供、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労の形態をいいます。

福祉タクシー

高齢者や身体に障害のある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両や訪問介護員などの資格を有する者が乗務するタクシー車両による輸送サービスのことをいいます。

福祉避難所

災害時に一般避難所では、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

福祉有償運送	道路運送法に基づく自家用有償旅客運送の一つで、タクシー等の公共交通機関を使用して移動することが困難な要介護者、身体障害のある人等に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、営利とは認められない範囲の対価により、自家用自動車を使用して当該法人の会員に対して行う個別の輸送サービスです。
フレンドシップ	身体障害者の体力向上と社会参加を促進するために開催されるレクリエーションスポーツ大会の名称です。
ペアレントメンター	障害のある子どもを育てている親に対し、同じような子どもを育ててきた経験のある親が、経験・知識を生かして相談にのったり、地域で安心して生活するための情報の提供や支援を受けるためのきっかけ作りとなるような活動をします。いわば、親による親のための相談者として、障害の子を持つ家族同士が、互いにうまく支え合う仕組みとして期待され、行政と関係機関との連携による養成講座も実施されています。
放課後児童クラブ (学童保育)	昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年児童などに対し、児童館等の児童厚生施設や学校余裕教室、公民館、保育所などの身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業です。
歩行者感応式信号機	歩行者感知器を設置し、歩行者を感知した時、通常より青秒数を長くする信号機です。
歩行者支援装置 (PICS)	視覚障害のある人が信号交差点を安全に横断できるように、反射シートを貼った白杖や専用の携帯端末を感知し、音声情報を提供する装置です。
補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、医師等による専門的な知識に基づく意見・診断に基づき使用されるものをいいます。義肢、装具、車いす等。
ボランティアセンター	県及び市町村社会福祉協議会が設置し、ボランティア情報の収集・発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修など、ボランティア活動に対する総合的な支援を行っています。

【 マ行 】

メール110番	聴覚又は音声・言語機能障害のある人が、携帯電話のEメールによって110番通報できるものです。通報を受けた警察では、通常の110番通報と同様、警察署やパトカーに無線連絡し、現場急行する仕組みとなっています。
---------	--

盲導犬 目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教える犬です。「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されており、公共施設をはじめ、いろいろな場所で受け入れることが義務づけられています。

【 ヤ行 】

ゆうあいスポーツフェスタ 知的障害のある人及びその関係者の親睦を図るために開催されるレクリエーションスポーツ大会の名称です。

ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、はじめから誰もが利用しやすいように、施設、環境、製品、情報などをデザインするという考え方です。

ユニバーサルデザイン政策大綱 平成17年7月、国土交通省が、ユニバーサルデザインの考え方に沿った国土交通行政を推進するために策定しました。
身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画し、いきいきと安全で豊かに暮らせるよう、生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から継続して整備・改善していくという理念に基づいています。

要約筆記奉仕員 聴覚障害のある人に対するコミュニケーション手段の一つの方法で、話す内容を筆記して文字にして聴覚障害のある人に伝達する人です。

【 ラ行 】

ライフサイクル 人間の一生をいくつかの過程に分けたものをいいます。

理学療法士 身体障害のある人や身体障害のおそれのある人に対して、医師の指示の下、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）等を用いた機能回復訓練を行う人を理学療法士といいます。医療機関やリハビリ施設、福祉施設等で働いています。

リハビリテーション 障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムにとどまらず、障害のある人のライフサイクルのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加を目指すという考え方です。

朗読奉仕員 録音図書（録音テープ・CD）の作成や対面朗読などをする人です。

【 ワ行 】

- 和歌山県災害ボランティアセンター 和歌山県社会福祉協議会が和歌山県や関係団体と協働して設置し、災害時に多くのボランティアが効率的・効果的に活動できるよう体制整備などに取り組んでいます。
- 和歌山県自殺対策連絡協議会 地域の多様な関係者の連携・協力を確保し、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進するために、総合的・効果的な自殺対策について協議・推進することを目的として、平成19年12月に設置した協議会で、県内の行政機関や民間団体計21団体で構成されています。
- 和歌山県障害者就労支援計画 障害のある人の経済的自立を促進するため、平成24年3月に策定しました。本計画は、国の「就労支援戦略」の取組の一貫として策定することとなっている「工賃倍増5か年計画」を含んでいます。
- 和歌山県障害者施策推進審議会 障害者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項等を協議するため、障害者基本法に基づき設置された審議会です。
- 和歌山県精神保健福祉センター こころの健康の保持推進と精神障害のある人の社会復帰、社会参加促進を図るため、精神保健福祉に関する総合的技術センターとして各種事業を行っています。
- 和歌山県成年後見支援センター 和歌山県社会福祉協議会が設置し、成年後見制度の活用を促進するための事業に取り組んでいます。
- 和歌山県聴覚障害者情報センター 聴覚障害のある人に対して、字幕入りビデオテープの製作・貸出を主な業務とし、手話通訳・要約筆記などを行う人の養成、派遣等を行っている施設です。
県内に1箇所設置されています。
- 和歌山県難病・子ども保健相談支援センター 難病患者、長期療養児やその家族等の療養・日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者等の持つ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談支援等を行っています。
- 和歌山県発達障害者支援センター「ポラリス」 発達障害児者とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携しながら様々な相談に応じたり、普及啓発や研修を実施するなど発達障害に関する総合的な支援を行っています。
- 和歌山県福祉のまちづくり条例 障害のある人や高齢者等のすべての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会参加ができ、共に地域社会で快適に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成8年に制定した条例です。
この条例では、公共的施設等の構造及び設置に関して必要な基準等を定めています。
- 和歌山県立情報交流センター 平成17年1月に田辺市新庄町に開設したBig・U（ビッグ・ユー）という愛称の施設です。
本県の地理的特性や高齢化の進行等に起因する情報格差の解消を図るとともに、県民がIT（情報通信技術）を幅広く活用しそのメリットを享受できるようになることを目指しています。

和歌山障害者職業センター
公共職業安定所（ハローワーク）と協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障害のある人の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

和歌山神経難病医療ネットワーク連絡協議会
医療依存度や介護度が高く、高度かつ専門の医療が不可欠である重症神経難病患者・家族に、すみやかに十分な療養支援サービスが提供されるよう、施設医療から在宅療養まで一貫した療養環境を整備することを目的とした協議会です。

WAM NET
(ワムネット)
介護保険・障害福祉サービス事業者情報や病院・診療所情報をはじめとする福祉、保健、医療関連の各種情報を提供する全国的な情報ネットワークです。
アクセス：<http://www.wam.go.jp/shofukupub/>